

# 食品表示一元化に向けた 中間論点整理

(関連する委員の指摘等)

# 1. 食品表示の目的について

## 論点1

新たな食品表示制度の「目的」をどのような内容とするべきか。

(論点1に関連する委員の指摘等)

- 消費者の権利である合理的な食品選択の確保のため、「食品に関する表示を適正なものにすることにより、消費者の安全を確保し、消費者の自主的で合理的な商品選択が確保されるようにするため、事業者に対して、消費者の食品選択に必要な情報を開示させ、かつ、消費者が誤認することのないようにその内容を適正なものにさせることとし、もって消費者の権利を確保すること」を目的とする。
- 「食品の表示は食品情報の提供であり、消費者が情報に基づく選択を行い、かつ消費者が食品を安全に利用するためのベースを提供することにより、高いレベルの消費者の健康と利害の保護を追及すること」を目的とする。
- 「消費者が、食品の品質、特性、リスクを十分に知った上で選択することができるようにするため、事業者による食品の品質等の表示が、消費者にとって分かりやすく、かつ不足がないようにすることを通じて、消費者が豊かな消費生活を営むことができること」を目的とする。
- 例えば、消費者が安全で安心できる消費生活を送れるよう、「食品の安全情報の確保」、「食品の選択機会の確保」及び「健康増進に必要な食品情報の提供」について、消費者に分かりやすい食品表示を規定する食品表示制度の実現を目指すことを目的とする。
- JAS法、食品衛生法、健康増進法の三法の趣旨を踏まえた上で、最終的な目標としては、「公衆衛生の向上を図ること」に重点を置く。
- 景品表示法を含め、現行の食品表示にかかわる法制度を一本化し、目的もそれに見合ったものにすべきである。

## 2. 食品表示の考え方について ①

### 論点2-1

新たな食品表示制度における表示事項はどうあるべきか。

(論点2-1に関連する委員の指摘等)

[優先度の高い事項に関する指摘]

- 現在の表示事項は基本的に維持しつつも、新たに追加する事項については、健康や衛生に関係する事項を中心にすべきである。
- 生命・健康リスクにかかる事項が重要である。
- アレルギー表示は優先順位が高い。
- 現在の日本においては、糖尿病や高血圧症が増加していることから、栄養に関する情報を表示することは優先度が高い。
- 嗜好に照らした選択をするための情報や品質を理解して値段と照らして選択するための情報を表示することとする。
- 義務表示として必要なものは、消費者に食品の成り立ちを伝えるもの、安全性にかかわるもの、問合せに関するものである。

[調査・分析に関する指摘]

- 消費者にとってわかりやすい表示とするためには、まず、消費者が「何を」「どのような理由から」知りたいがっているのかを調査し、分析することが必要である。

[国際調和に関する指摘]

- 国際調和という面から、コーデックス規格等との整合性を図るべきである。

## 2. 食品表示の考え方について ②

### 論点2-2

食品表示を分かりやすくするため、どのようなことに取り組むべきか。

(論点2-2に関連する委員の指摘等)

[分かりやすい表示とするための方法に関する指摘]

- 食品衛生法とJAS法で解釈等が異なるものについて整理すべきである。
- 「用語の定義の統一・整合」は、現行法間の統一・整合だけではなく、コーデックスとも統一・整合すべきである。
- 文字の大きさ、欄外表示の見直し、内容について優先順位をつけて、再度精査すべきである。
- 表示事項を検討した結果、容器包装に表示すべき事項が多い場合、文字の大きさの拡大に合わせて、一括表示欄を大きくする方向の見直しもすべきである。
- 重要な表示事項は、容器包装の裏面ではなく、表面に表示すべきである。
- いわゆる「一括表示欄」に記載すべき表示事項が増えてきていて見づらくなっているため、見やすく、分かりやすい表示とするため、表示事項を一箇所にまとめて書くことを求めず、自由に記載することを可能にすべきである。
- 消費者が表示内容を理解できるよう、表示事項の「目的」を記載すべきである。
- 食品表示を分かりにくくしている要因としては、消費者にとって分かりにくいという要因と、事業者にとって分かりにくいという要因の2つがあることに留意することが必要である。
- パッケージの面積に応じてラベルに残すもの、他の媒体でも表示可能なものを整理していけば、分かりやすく、なおかつ情報量が確保された表示になる。

## 2. 食品表示の考え方について ③

[容器包装以外の媒体の活用に関する指摘]

- 「分かりやすくしてほしい」「欲しい情報をできるだけ多く」といった多面的な要望がある一方で、表示面積の制約、将来的な表示事項の増加が考えられることから、容器包装以外での表記方法をも含む記載方法が現実的である。
- 二次元コードなどを使って表示をする場合、中小企業が対応できないのではないか。また、二次元コードなどを使って情報を調べられない人については考慮が必要である。
- 商品の中身と表示は一対一が基本であり、それを外すことによって表示が不正確になるおそれがあるため、容器包装以外に表示するにあたっては、十分慎重に扱う必要がある。
- 現行の表示は複雑であり、容器包装以外の媒体を活用することも検討していく必要があるが、その一方で、ホームページ等に情報を出すと監視が困難となるおそれがあると考えられることから、慎重に検討すべきである。
- 国際的にWEBやPOPで表示を行っている例はないため、原則ラベルに表示すべきである。

[ガイドライン整備に関する指摘]

- まずはガイドラインを整備することにより、自主的に情報開示の努力をしている事業者の取組を促進する環境を整備すべきである。

### 3. 食品表示の適用範囲について ①

#### 論点3

食品表示に関する法令の適用対象となっていない販売形態について、新しい食品表示制度の下で、どのように取り扱うべきか。

(論点3に関連する委員の指摘等)

[義務化に関する指摘]

- 業界事情も踏まえた実行性確保について配慮すべきである。
- 義務表示の拡大の前に、自主的な取組やガイドラインの推進を通じた情報提供の促進が重要であることを施策として位置付けることが必要である。
- インストア加工や外食のうち、家族経営のような小規模な業態にまで表示を義務付けることの実行可能性について疑問がある。
- 例えば、最近のチェーン店では、工場で調理をした食材を店舗で温めるだけという場合もあり、そのような場合には、加工食品と同様の情報が提供可能である。
- 弁当や外食にも栄養表示があった方がよいが、例えば外食のメニューの場合、ガイドブック等があり、無理に義務化するとかえって問題が起こることが考えられるため、実行可能性を考慮する必要がある。むしろ、参考値等のデータを拡充して教育の場を提供できるよう、インフラ整備が求められる。

### 3. 食品表示の適用範囲について ②

[形態、事項ごとの個別の指摘]

- 自動販売機は個人が持っている場合もあり、そのような場合への対応についても検討が必要である。
- アレルギー表示については、対面販売や通販でも制度的に位置付けてほしいという消費者の声がある。可能であれば、外食にもアレルギー表示を進めるべきである。
- アレルギー表示については、現在義務表示対象となっていない販売形態でも表示の必要性が増しているが、日々原材料が変わる場合もあり、一律に義務化することは難しい。
- 直接販売される惣菜・弁当や外食については、特に栄養成分のばらつきが大きいいため、適用範囲に含めないこととすべきである。その場合、自主的なガイドライン等による表示を推奨すべきである。
- 新しい食品表示制度では、アルコール飲料を制度の対象となる「食品」に含めるべきである。

## 4. 加工食品の原料原産地表示の拡大について

### 論点4

加工食品の原料原産地表示について、どのように考えるべきか。

(論点4に関連する委員の指摘等)

- 商品の実態を知りたいという消費者のニーズに対して、どのように応えるかという方向を探ることは当然のことである。
- より多くの製品に原料原産地を表示する場合、製品の表示作成者には正確な情報が仕入れ先から伝えられる必要がある。そのため、業者間取引を含めた全ての食品を対象にすべきである。
- 国民の安全や健康を守るためにどのような役割を果たしているかを考えた時、原料原産地表示を拡大という方向で進めていくことに疑問である。
- 「拡大」の方向性には疑問がある。ただ単に「消費者の不安に応える」という理由で過剰な規制を行うのは慎むべきである。
- 「原料原産地表示拡大」の方針の下に議論を進めるべきかどうか。消費者は原料原産地情報から何を求めているのか。安全に、命にどうかかわっているのか。放射線問題等も含めて、風評被害に繋がる。「安全」を誤誘導するおそれがある。
- 消費者は商品の品質を求めていると思われ、その品質を保つためには国産だけでなく、海外の原料を用いて一定の品質を保つ必要がある。しかし、原料の原産地が確実に分かっているものは少ないため、原料原産地表示の拡大は難しい。
- 輸入中間加工品の原産国表示は、加工地の表示であり、原料の原産地を表示したものではないため、消費者が表示されている加工地が原料の原産地であると誤認するおそれがあり、難しい。
- 国際的な視点をもって慎重に対応すべきである。

## 5. 栄養表示の義務化について ①

### 論点5

栄養表示を義務化すべきか。

仮に表示義務を課すとした場合、対象となる栄養成分等は、どのように考えるべきか。

(論点5に関連する委員の指摘等)

[栄養表示の義務化に関する指摘]

- 加工食品のかなりの比率において栄養表示がすでに実施されていることを考慮すれば、栄養表示は原則として義務表示とし、適用範囲、適用業態等について検討すべきである。より重要なのは、栄養表示を自らの食生活の改善を図るために活用する上で、どのように、パッケージのどこに表示すべきか、どのような表示フォームが好ましいかなどを検討することである。他国はこの段階に入っている。
- 中小の飲食店等であっても、計算値による栄養表示であればレシピに従って算出できるため、表示の実現も可能である。
- 事業者の規模等により表示義務の対象から除外するという米国等海外例を参考に、適用範囲を検討すべきである。
- 栄養表示の義務化を直ちに実施する前に、現行の栄養表示基準による任意表示の実施状況についての問題点や監視状況等の分析・評価を詳しく行い、適正表示の実行可能性・方法について把握し、慎重に検討すべきである。
- 直接販売される惣菜・弁当や外食については、特に栄養成分のばらつきが大きいいため、適用範囲に含めないこととする。その場合、自主的なガイドライン等による表示を推奨すべきである。

## 5. 栄養表示の義務化について ②

[対象となる栄養成分に関する指摘]

- 糖尿病や高血圧などの疾患が多くなっており、それらの疾患が悪化して命にかかわる状態になることを予防するために、現行の5成分の表示を義務化することは、消費者の安全確保の視点から重要であり、少なくともエネルギーと食塩相当量は義務表示とすべきである。
- 消費者の健康保持の観点から、栄養情報、中でもエネルギーやナトリウム、脂質の表示は特に重要ではないか。消費者の関心も高いことから、今後もより多くの食品に栄養表示が求められる。
- 過剰摂取に留意する成分(エネルギー・ナトリウム・脂質)に関する情報についての表示の必要性が高いと考えられる商品群と、必要性が低いと考えられる商品群(スパイスや茶葉など)があり、後者については義務付けの必要はない。
- ナトリウム表示では、商品購入の際に見ても、一般消費者は直ちに食塩相当量に計算できないため、食塩相当量を義務とすべきである。
- 実際の測定をナトリウムで行っていること、外国でもナトリウムの表示が多いことから、原則ナトリウム表示とし、食塩相当量も併記することが望ましい。

## 5. 栄養表示の義務化について ③

[表示値の設定に関する指摘]

- 個体差や季節等の変動が平均化された成分表を用いて算出された計算値は、日本食品標準成分表により一定数値を示せるので、分析値との誤差はあるが有用な方法である。この方法であれば、実行性もかなりあがる。
- 外食や中食分野で計算値を表示した場合、当然のことながらばらつきも大きいですが、メニュー選択のために概数が分かればよいという考え方もあるので、食品の提供方法によっては参考値として出典を示すという方法を認めるべきである。
- 実行性にとらわれ過ぎて大きな誤差を許容すると表示の価値が著しく減少する。可能な限り正確な値が表示されるように、業界団体等と連携して普及啓発をしていただきたい。  
計算値による表示は、様々な条件化での詳細な成分データを用いることを前提とするが、そうであっても相当程度のばらつきがあるので、あくまで目安であることを消費者によく周知することが必要である。
- 計算根拠となる公的データの整備を行い、公表していく必要がある。
- 分析値は、生鮮食品を原材料として使用した場合、個体差や季節等で変動するため、一定の幅を持たせる必要がある。